

あつれんが

- 2面 被害回復給付金を支給する制度が創設されます
- 3面 “社会を明るくする運動”
- 4面 ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を青森で開催



http://www.moj.go.jp/k/index.html

2006 October Vol.16

法務省大臣官房
秘書課広報室
Tel:03-3580-4111(代)

● 法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。
<http://www.moj.go.jp/>

日本司法支援センター

法テラス

業務内容

- 情報提供 ————— 法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供
- 民事法律扶助 ————— 資力の乏しい方のための無料相談や裁判費用などの立替え
- 司法過疎対策 ————— 弁護士・司法書士がいないなど法律サービスを受けることが難しい地域における適切な料金での法律サービスの提供
- 犯罪被害者支援 ————— 犯罪被害者支援に精通している弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供
- 国選弁護士関連業務 — 国選弁護士を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護士体制の整備

おなやみなし

ホームページ

☎ **0570-078374** <http://www.houterasu.or.jp>
(犯罪被害者支援ダイヤル) ☎ **0570-079714**

一人暮らしの高齢者をねらった悪質な詐欺事件、毎日のように全国各地で発生する犯罪の被害、多額の借金を背負い悩んでいる人、現在の社会に生きる私たちは、いつ法的トラブルにあうかわかりません。しかし、私たちにどうして法的トラブルはとも身近でありながら、相談する相手がいなかったり、デリケートな問題のため人に話せず一人で悩んでしまうことが多いのも事実です。

身近で気軽に問い合わせができる専門窓口があれば、そんな



● コールセンターの様子(試行風景)

法テラスが目指す社会とは？



心配はなくなり、そんな皆さんの声から「法テラス」は生まれました。法テラスは、国民が全国各地でも法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

日本司法支援センターは、平成16年6月2日公布の「総合法律支援法」に基づき平成18年4月10日に設立されました。その後、弁護士会、司法書士会、地方公共団体等、さまざまな関係機関のご協力を得て、本年10月2日業務を開始しました。

10月2日「法テラス」オープン!

日本司法支援センター(愛称:法テラス)は4月10日設立から半年、いよいよ業務を開始しました!

法テラスってどうやって利用するの？

「☎0570-078374(おなやみなし)」へお電話ください。

「私の抱えている法的トラブルにはどんな解決方法があるの?」「どこに相談すればいいの?」「弁護士や司法書士に依頼するにはお金がたくさんかかるの?」などの「困った」を誰にも聞けずにあきらめてしまったことはありませんか?

法テラスでは、そんな数多くの「困った」に豊富な知識や経験を有する専門オペレーターがトラブル解決への道案内をする

ほか、「これはそもそも法的トラブルなの?」といった疑問にもお答えします。これが法テラスの「情報提供業務」です。

業務開始までの間、鳥取県、茨城県、神奈川県および東京都で情報提供業務の試行を実施し、その結果を踏まえ、多数のお問い合わせが全国から寄せられるものとして準備を進めてきました。業務開始を迎え、お問い合わせいただいた方々にはきつとご満足いただけるものと思っています。



(例4) リフォームのトラブルに関して相談窓口を探しています。事情も複雑なため、お会いして説明したい。



困ったなどこに相談すればいいんだろう。

(例2) 訪問販売で商品を買ったけど、高すぎたので返したい。

(例3) 裁判を起こしたいけど、弁護士や司法書士を頼むお金がない。

(例1) 友達に15万円貸したけど、いくらお願いしても返してくれない。

法テラス ☎0570-078374

相談窓口紹介

(例2) 消費生活に関するご相談ですね。専門の機関・団体を紹介します。

民事法律扶助

(例3) 民事法律扶助制度をご存じですか。資力の乏しい方でも、裁判を起こすことができます。

法テラス(地方事務所・支部・出張所)

(例4) 面談でお話しを伺った方がよいですね。法テラスの相談窓口においでください。

法制度紹介

(例1) 少額訴訟制度をご存じですか。この制度を使えば、簡単に裁判ができます。



法テラスがあつてよかった!

法テラスってどこにあるの？

法テラスでは、全国規模で均質なサービスを行うため、本部を東京都に置くとともに、全国の都道府県庁所在地(北海道については、札幌市に加え、函館市、旭川市および釧路市)の計50か所に地方事務所を設置するほか、八王子市、堺市、北九州市等の都市に支部や出張所を置きます。さらに、弁護士や司法書士がいない、いわゆる司法過疎地域等にも必要に応じ事務所を設置します。各地の法テラス事務所においても、来所された方に対して、最も適切な窓口の案内等を行うほか、離婚や借金など民事に関する内容について、資力が乏しい方へ(※資力等の審査があります)無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を行う「民事法律扶助業務」など、さまざまな業務を行います。

長勢大臣ってどんな人？



9月26日の安倍内閣の発足により、法務大臣は、杉浦正健氏から長勢基遠(ながせ・じんえん)氏に変わりました。長勢大臣ってどんな人でしょう。

てんびん座のB型、昭和18年に富山県で生まれ、青春時代を過ごしました。趣味は、人と会うこと、囲碁、ゴルフで、座右の銘は、「慎重敢為(しんちょうかんい)」です。これは、慎重に物事を考え、いったん決めたら果敢に行動するという意味です。

東京大学法学部を卒業後は、労働省(現在は厚生労働省)に入省し、職業安定局高齢者対策部職業対策課長、労政局労働法規課長などを歴任した後、平成2年に衆議院議員となりました。以来、政界で活躍し、法務大臣就任前は、内閣官房副長官や法務副大臣などを務めました。

大臣就任に当たっての抱負は、「世界一安全な国、日本の復活」。再犯防止対策、不法滞在者対策などに取り組み、国民が安心して生活できるよう一生懸命努めます。日本司法支援センターの整備拡充や裁判員制度の円滑な導入など、司法制度改革についても、より一層推進していきます。

難しい問題も山積していますが、果敢に立ち向かっていく長勢大臣にご期待ください!

副大臣と大臣政務官も交替し、衆議院議員の水野賢一氏が副大臣に、同じく衆議院議員の奥野信亮氏が大臣政務官に就任しました。

被害回復給付金を支給する制度が創設されます。

法整備の経緯



最近、「振り込め詐欺」や「ヤミ金融」などの犯罪で多数の被害者が発生する事件が少なくありません。

こうした詐欺などの「財産犯」等の犯罪では、これまで、たとえ犯人が捕まっても、犯人がそういった犯罪によって得た収益（「犯罪被害財産」といいます）の没収・追徴（犯罪被害財産やこれに相当する額を裁判で犯人から取り上げること）が禁じられていました。これは、そのような犯罪被害財産は、没収・追徴して国が取り上げてしまうよ

りも、あえて犯人の手に残して、被害者の原状回復を優先させた方がよいとの考え方によるものです。

しかし、例えば、暴力団により組織的に行われた事件などでは、被害者は犯人の報復をおそれて賠償請求をためらうこともあり、結果として、犯人だけが得をしまいかねない事態が生じていました。

このような状況を踏まえて、犯人から犯罪の収益である犯罪被害財産を適切に取り上げることができるようになるとともに、そのようにして取り上げた財産を用いて、被害者の被害を回復するための法整備が行われることとなったのです。

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正

まず、被害者自身が犯人に対する賠償請求をすることが困難であるような場合、例えば、犯罪が暴力団により組織的に行われた場合や、犯人が犯罪被害財産を隠匿してしまったような場合などには、犯罪被害財産であっても没収・追徴を可能としました。

「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」の制定

この法律は、没収した犯罪被害財産などを用いた被害回復給付金の支給手続などを定めるものです。

「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」の項目で詳しく説明します。次に定める手続に従って、「被害回復給付金」として被害者の被害の回復に充てることとしました。

被害回復給付金の支給の対象となるのは、刑事裁判において認定され、犯罪被害財産の没収・追徴の理由とされた犯罪行為の被害者のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた犯罪行為（裁判では認定されなかったいわゆる余罪の犯罪行為）の被害者です。

支給手続を行うのは検察官とされており、検察官は、裁判で没収・追徴することとされた金銭を犯人から徴収するなどした上、被害回復給付金の支給の対象となる犯罪行為の範囲を定めて公告し、これに応じた被害者の申請に基づき、その支給の当否を判断し、被害回復給付金を支給します。

これらの支給手続の事務のうち、一定のものについては、弁護士である被害回復事務管理人に行ってもらえることができることとされています。

また、最近、我が国で行われた犯罪行為により得られた犯罪被害財産が外国の銀行に隠匿され、当該外国においてその犯罪被害財産が没収されるという事案が発生しましたが、今回の法制度では、そうした犯罪被害財産についても、外国から譲り受けた上で被害回復給付金の支給に充てることのできるものとされています。

施行期日等



これらの法律は、平成18年6月21日に公布され、同年12月1日から施行されることとなります。



調査救済第一係長



仮屋和幸さん
大阪法務局
人権擁護部第二課

調査救済係長の職務内容

全国の法務局・地方法務局の人権擁護部（課）では、人権啓発活動及び人権相談並びに人権侵害事件の調査処理などの人権擁護事務を行っています。

私は調査救済係長として、人権に関する相談を受けたり、人権侵害を受けたとして被害申告があった場合には、人権侵害事件として救済手続を開始して事実関係を調査しています。その結果、人権侵害が認められれば事案に応じた適切な措置を講ずるなど、人権侵害による被害者の救済及び予防に努めています。

国民のみなさんに対するメッセージ

法務局で開設している人権相談の窓口では、様々な相談を電話でもお聴きしています。家庭で、学校で、そして会社で困ったなと思ったら、法務局にご相談ください。



仕事をすることで、嬉しかったこと、苦労した（している）こと等のエピソード

法務局が取り扱った体罰事件で、体罰をした先生が法務局の説得に理解を示し、「勉強になった」とまで言っていたことがありました。「話せば分かる」をモットーに頑張っています。



学生時代から、将来は、人の役にたてる仕事がしたいと考え

「社会を明るくする運動」の中央行事を紹介します。

法務省が主催する「社会を明るくする運動」は、今年で56回を迎えました。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。「社会を明るくする運動」は7月を強調月間とし、全国各地でさまざまな行事を開催していますが、ここでは中央実施委員会主催の中央行事について紹介します。



● パネルディスカッションの様子

フォーラム 「立ち直りを支えるために 更生保護と地域社会」

（7月5日）
場所 東京・有楽町朝日ホール

杉浦正健法務大臣のあいさつ
の後、全国保護司連盟谷川和穂
会長による講演と「立ち直りを
支えるために必要なこと」と題
したパネルディスカッションが
行われました。

パネルディスカッションの
コーディネーターは中央大学法
学部の藤本哲也氏、パネリスト
には三鷹市長清原慶子氏、東京
都保護司会連合会長長宮川憲一
氏、日立製作所特命顧問・日立
みらい財団理事長熊谷一雄氏、
日本経済新聞社社会部橋本圭子
氏、フリースクール恵友学園ス
トップ才門辰史氏が参加しまし
た。それぞれの立場から更生保

親子ふれあい将棋ひろば

（7月15日）
場所 東京・更生保護会館

日本将棋連盟の協力の下、小
学生親子を対象とした将棋大会
を行いました。日本将棋連盟理
事島朗八段、高田尚平六段、早
水千紗女流二段が参加し、約30
組の親子は棋士たちの話や指導
に熱心に耳を傾けていました。

「有芽の会」

（7月12日～17日）
場所 東京・池袋西武

「有芽の会」は、明日の日本
画壇を担う、日本美術院所属の
若手日本画家による研究発表展
です。更生保護に深い理解を示
されている平山郁夫画伯の呼び
掛けの下に開催されており、本
年で21回目を迎えました。初日
に法務大臣賞などの各賞の授賞
式を行い、下記の方々が受賞さ
れました。カッコ内は受賞作品
名です。

法務大臣賞

荒木 恵信 「聖堂」

日本更生保護協会理事長賞

川瀬 伊人 「華に隠れる」

日本更生保護女性連盟会長賞

富川美和子 「風を練る人」

匠に学ぶワークショップ in 東京藝術大学 Vol.4

（8月5日）
場所 東京・東京芸術大学
上野キャンパス

東京芸術大学において、ワー
クショップを行いました。この
ワークショップは地域と大学が
連携して子供を育む環境作りの
モデルとして、平成15年から実



● 作品の前に記念撮影 (デザイン教室)



● 参加者親子と講師全員集合、みんなで「イエーイ」



施しています。本年度4回目と
なる今回は、①鍛金教室「銀の
バターナイフを作ろう!」②デ
ザイン教室「色と形で遊ぼう!」
③音楽教室「竹の太鼓を作っ
て、演奏しよう!」の三講座が開か
れました。約60組の親子が参加
し、親子で協力しながら作品つ
くり挑戦して夏休みの楽しい
一時を過ごしました。

壮大なロマン・赤レンガ棟を歩く

「メッセーじギャラリー開設一周年記念フェスティバルを開催」

メッセーじギャラリー開設一周年記念行事として、6月10日、文明開化の薫りを
現在に伝える赤レンガ棟(旧法務省本館)を初めて休日に一般公開しました。これは、
平日には足を運ぶことのできない方々を対象に、司法制度やその歴史、法務行政等
への理解を更に深めていただくことができるようにと企画したものです。

赤レンガ棟は、明治政府が招へいたドイツ人建築家が設計し、明治28年に完成した
ドイツ・ネオバロック様式の建物で、東京大空襲でレンガ壁を残して焼失しましたが、戦後
に改修し、更に平成6年に創建当時の姿に復原されました。

今回の記念行事では、藤森照信・東京大学教授による赤レンガ棟の歴史についての講演を始め、霞信彦・慶
應義塾大学教授による近代法典の編纂等に関する史料の説明、神野潔・武蔵野学院大学助手の説明による赤
レンガ棟ツアー、裁判員制度の広報ビデオ・人権啓発アニメの上映、来場者と検事による裁判員制度に関する
意見交換会及び赤レンガ棟フォトコンテストを実施しました。また、人権イメージキャラクターの人KENま
もる君・人KENあゆみちゃんも登場し、記念撮影のお手伝いにも大忙しでした。
当日は、予想をはるかに上回る1543人が来場しました。各会場とも熱気にあふれ、来場者からの質問が
絶えないほどの盛況ぶりでした。

また、赤レンガ棟フォトコンテストには、77作品の応募がありました。内閣総理大臣官邸写真室・小宮則子
室長と(社)共同通信社・田島恒夫整理部委員が厳正に審査し、左記の方々が各賞を受賞されました。

入賞作品以外にも、優秀作品につきましては、法務省赤レンガ棟内に展示しているほか、法務省ホームページ
(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/PHOTO/photocontest.html>)に掲載していますので、ぜひご覧ください。



● 人権イメージキャラクターとの写真撮影



● 金賞
岩崎清子さん
「風格のある赤レンガ棟」



● 銀賞
吉川美満さん
「シャンドリアとドイツ・ネオ
バロック建築の階段を繋ぐ、
日本ではないみたい。こ
の赤レンガ棟こそ未来永劫に
残す財産です。」



● 銅賞
久保田克宏さん
「クラシックなレンガアーチと
モダンな中庭」



● 審査員特別賞
森山真弓元法務大臣
「クラシック・アンド・モダン」



● 赤レンガ棟見学

ねんが博士のQ&Aコーナー お答えします 「更生保護」について

Q 「保護観察」について教えてください。

A 犯罪や非行をした人の中で、裁判所の決定により保護観察を受けることとなった人や、刑務所や少年院から仮釈放、仮退院してきた人たちに対して、生活を立て直して再犯を防ぐための一定の決まりごとを守るように指導監督する一方で、就職の援助や宿泊所の提供などの補導援助を行うことにより、社会の中で立ち直りの促進を図るものです。

Q 「保護司」はどんなことをしている人たちですか？

A 保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアで、全国に約5万人います。保護観察官(専門的な知識に基づいて、保護観察の実施にあたる国家公務員)と協力して、犯罪や非行をした人に生活上の助言をしたり、犯罪や非行の予防のための地域住民に対する啓発活動などを行っています。

Q 「更生保護施設」ってどんな施設ですか？

A 更生保護施設は、刑務所や少年院を出た人などを一時的に収容して、宿泊所や食事を提供することに加え、就職のアドバイスや社会に適應するための生活指導を行って、自立への手助けをしている施設です。全国に101カ所ある更生保護施設はすべて民間により運営されており、刑務所や少年院を出ても帰る場所がない人などにとって、自立更生を図るために重要な役割を担っています。

